三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

一 改正労働安全衛生法が施行され、平成27年12月1日から事業者にストレスチェックの実施が 義務づけられました。(労働者50名未満の規模の事業場は努力義務です。)このため、各事業 場におかれては平成28年11月30日までの間に1回目のストレスチェックを実施する必要が あります。

○センター活用のご案内

ストレスチェック制度を円滑に実施するためには、事業者、労働者及び産業保健スタッフ等の関係者が制度の 趣旨等を理解したうえで互いに協力・連携して実施することが重要です。当センターでは、この制度の円滑な導 入・運用を支援するための事業として、無料で以下の取組を実施しておりますので、是非ご活用ください。

- 1 ストレスチェック制度に関する研修会の開催
 - (1)「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について」 講師:当センター産業保健相談員 ~ 昨年 12 月 1 日から事業場においてストレスチェックの実施が義務づけられました(50 人未満の事業場は 努力義務)。本研修会では、法令に基づく制度を中心に解説します。(産業医・スタッフ向け同時開催)~

開催日 6月1日(水)、7月20日(水)、10月27日(木)

開催時間・場所 14:30~16:30・三重県医師会館

- ※ 受講者には「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」を配布いたします。
 - (2)「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する研修」 講師:当センター産業保健相談員 ~長時間労働者および、昨年12月から義務化されたストレスチェックの実施結果で高ストレス者と評価された労働者に対する面接指導の実施方法について解説します。(医師向け) ~

開催日 6月2日(木)、7月28日(水)、9月8日(木)、10月19日(水)

開催時間・場所 14:30~16:00・三重県医師会館

- ※ 受講者には「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」を配布いたします。
 - (3) 上記の他にもストレスチェックに取り組む上で実務上参考となる研修を予定しております。当センターのHP等でご確認のうえお申込みください。お申し込みは、当センターHP(http://mies. johas. go. jp)から、またはFAX(059-213-0712)にてお願いいたします。
- 2 ストレスチェック制度の導入等に対する個別訪問支援

事業場の<u>業種、規模にかかわらず</u>、訪問を希望する事業場に、センター所属のメンタルヘルス対策促進員が訪問し、ストレスチェックの導入に関する研修や教育を含め、事業場の状況にあった具体的な支援を実施します。 お申し込み⇒ http://www.mies. johas. go. jp/mental/mousikomisyo.html

3 ストレスチェック制度サポートダイヤルの設置

産業医、保健師、衛生管理者等産業保健スタッフや事業者、人事担当者等からのストレスチェック制度に 係る専門的相談に応じ、解決方法等を助言します。

電話番号 0570-031050 ※相談は無料ですが、通話料金がかかります。

受付時間 平日10時~17時 (土日祝12月29日~1月3日を除く。)

4 ストレスチェック実施促進のための助成金(対象は50人未満の事業場です。)

従業員数50人未満の事業場は、当分の間努力義務となりますが、この「『ストレスチェック』実施促進のための助成金」は、従業員数50人未満の事業場が合同で、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の医師による面接指導などを実施した場合に、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。従業員のメンタルへルス不調の未然防止のために、ぜひご活用ください。

【お申し込み先】 労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

電話番号 : 044-556-986 受付時間 : 平日 9時15分~18時(土曜、日曜、祝日休み)

二 労働安全衛生法が改正され、平成28年6月1日から一定の化学物質を取り扱う全ての事業場において、当該化学物質の危険性・有害性についてリスクアセスメントを実施することが義務づけられました。

【リスクアセスメントとは?】

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

【対象となる事業場は?】

業種、規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

製造業や建設業だけでなく、清掃業、卸小売業、飲食店、医療・福祉業など様々な業種で、該当する化学物質を含む製品が使用されています。

【リスクアセスメントの実施義務の対象物質】

安全データーシート(SDS)の交付が義務づけられている640物質が対象です。このため事業場で使用している製品に対象物質が含まれているかどうか確認する必要があります。

6 4 0 物質は以下のサイトで公開しています。 http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx 「職場の安全サイト SDS」で検索できます。

○センター活用のご案内

当センターでは、この制度の円滑な導入・運用を支援するための事業として、無料で以下の取組を実施しておりますので、是非ご活用ください。

- 1 化学物質のリスクアセスメント等に関する研修会の開催
 - (1) 産業医向け研修会

開催日 8月18日(木)、8月25日(木)、9月29日(木)

開催時間・場所 14:30~16:30・三重県医師会館

(2) スタッフ向け研修会

開催日 6月7日(火)、6月28日(火)、8月25日(木)、9月6日(火)、9月27日(火)、9月2 9日(木)

開催時間・場所 14:30~16:30・三重県医師会館

連続の研修企画もございますので、当センターのHP等で内容をご確認のうえお申込みください。 は申しみひは、当センターHP(bttp://miog.johog.go.jp)から、またはFAV(050-212-0712)にて、

お申し込みは、当センターHP (http://mies. johas. go. jp) から、またはFAX (059-213-0712) にてお願いいたします。

2 化学物質のリスクアセスメントの導入等に対する個別訪問支援

事業場の<u>業種、規模にかかわらず</u>、訪問を希望する事業場に、センター所属の産業保健相談員(労働衛生工学担当)または労働衛生工学専門員が訪問し、事業場の状況にあった具体的な支援を実施します。

例えば、事業場で

- ・化学物質のリスクアセスメントのやり方がわからない、
- ・現在行っている化学物質のリスクアセスメントの実施方法がこれでよいのかアドバイスがほしい、
- ・リスクアセスメントを実施してみたが、リスクの見積もりがこれでよいか考え方を教えてほしい、
- どのような順番で職場改善をしてよいかわからない、
- ・有機溶剤の作業環境測定結果が思わしくない。効果が出る改善方法を教えてほしい、
- ・古い局所排気装置だが、効果的に稼働させる方法はないか、

など、お悩みの際は、是非、ご活用ください。

お申し込み⇒ http://www.mies.johas.go.jp/consul/soudantoiawaseform.html